

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成28年6月13日（月）午前10時～午前11時10分

場所 第2・3委員会室

出席議員（7名）

委員長 黒川 武 副委員長 櫻井伸賢 委員 塚本秋雄  
委員 鬼頭博和 委員 梅村 均 委員 梶谷規子  
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員（12名）

市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、教育こども未来部長 長谷川 忍  
行政課長 中村定秋、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 井上佳奈、税務課長 岡本康弘、同統括主査 大橋 透、子育て支援課長 富 邦也、同指導保育士 八木純子、同児童館長 柴垣裕子、同統括主査 佐藤さとみ

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第64号	岩倉市税条例等の一部改正について	全員賛成 可決
議案第65号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第66号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第67号	岩倉市手数料条例の一部改正について	賛成多数 可決

厚生・文教常任委員会（平成28年6月13日）

◎委員長（黒川 武君） 皆様、おはようございます。

定刻の時間となりました。また、関係者の皆さんもおそろいのようにございますので、これより厚生・文教常任委員会を開催といたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 皆様、改めましておはようございます。

梅雨に入りまして、やっとまとまった雨が降ったような感じでございます。これからは蒸し暑い日がまだまだ続きますが、議員の皆様におかれましては、体調管理に十分気を使っておられますようよろしくお願いをいたします。

さて、本日の厚生・文教常任委員会では、岩倉市税条例等の一部改正を初め4件の条例改正をお願いするものでございます。

本日は主査以上の職員が出席をさせていただいておりますので、慎重審議の上、可決をしていただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

◎委員長（黒川 武君） それでは審査に入ります。

議案第64号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 委員より省略のお声がありましたので、当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 状況確認的なことでございますが、今回、議案説明のほうでいただいた資料の中のところですが、対象の資産で太陽光発電、風力発電、またバイオマス発電設備ということがあるんですけど、こういった設備は、本市で該当するような状況は、今どんな感じになっておりますでしょうか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

◎税務課統括主査（大橋 透君） 今回、わがまち特例で新たに再生可能エネルギーの施設を太陽光発電設備と風力発電設備、あとバイオマス発電設備を規定させていただきましたけれども、太陽光発電設備については、これまでも固定価格買い取り制度の対象として認定されたものについては課税標準

の特例の措置が講じられておりますが、これにつきましては、一定普及が進んでいるということから、このたび固定価格買い取り制度の対象となる太陽光発電設備は除外されました。今回新たにわがまち特例の対象とされたものは、国の補助を受けて新たに設置した自家消費型の太陽光発電設備となります。ですので、今後そういうものが導入されますと、対象となることがあります。

あと、風力発電設備とバイオマス発電設備については、今のところ本市で対象になっているものはございません。以上です。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

もう1点ですけれども、バイオマス発電の設備の割合のほうが2分の1なんですけれども、これは何か意図するものがあるのでしょうか。そのあたり少しお聞かせください。

◎税務課統括主査（大橋 透君） バイオマス発電については、木材チップや燃えるごみなどを燃焼する際の熱を利用して電気を起こす発電方式で、発電した後の排熱は周辺地域の暖房や温水として有効活用ができます。バイオマス発電設備については、固定価格買い取り制度が施行して以降の買い取り電力量の伸び率を見ても、太陽光発電に続く着実な伸びがあり、国においても、バイオマス発電は太陽光発電と並ぶ重要な電源として位置づけております。

また、林業の活性化ですとか、燃料の運送といった形で継続的な雇用を生むことができるため、積極的な誘致、振興を図る目的として参酌割合が現行の規定よりも拡充されているところであります。本市においても、こうした趣旨を酌み、国が示している参酌割合と同じ率を適用させていただくものです。よろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） 基本的なことをお聞きしたいんですが、独立行政法人労働者健康福祉機構という機構が、今回、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合して、新たに独立行政法人労働者健康安全機構として発足したということなんですが、新たにできたというこの機構の役割というか、この一定の業務に要する固定資産について、今回の非課税措置を講ずることに伴ってこの整備を行うことや、ほかどういった役割がある機構なのか、教えていただきたいと思うんですが。

◎税務課統括主査（大橋 透君） 独立行政法人労働者健康安全機構というものが、以前の独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所というものが統合されたわけですけれども、もともと労災・疾病等の医学研究ですとか、予防医療モデル事業といったものを含めて、労働

者の健康と安全の確保というものを目的としている組織でございます。なので、今回新たに発足された組織について、一定の固定資産事業のように供するものを非課税の範囲とされ、地方税法の改正でされましたので、市税条例についてもこの規定について引用させていただくというところでございます。以上です。

◎委員（鬼頭博和君） 先ほどのわがまち特例の太陽光発電設備で質問があったんですけれども、岩倉市内にどのぐらいの数があるのか、お教えいただけますでしょうか。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

今の質疑につきましては、資料に基づいて、後ほどまた御答弁をいただくことにします。

他に質疑はございますか。

◎委員（塚本秋雄君） 僕も鬼頭さんと一緒に、数というよりその単位ね。何件なのか、どれだけの面積なのか、いろいろ出てくると思う、その表現の仕方を含めて。だけど、太陽光の発電設備ぐらいどれだけあるかはわかっていないと難しい条例だねということだけ言っておきます、この場で。

◎委員長（黒川 武君） ただいまの塚本委員の質疑も含めて、担当より答弁を受けますが、少しここで暫時休憩といたします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまのお2人の委員の質疑につきましては、現在資料を当たっておるところでございますので、この答弁はしばらくお待ち願いたいと思います。

他に質疑がありましたら。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） じゃあ、ないようでしたら、先ほどの質疑に対する答弁を少し待つということで、これより暫時休憩といたします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

執行機関の答弁より入ります。

◎税務課統括主査（大橋 透君） 済みません。お時間をいただきありがとうございます。

まず、太陽光発電設備の対象になっている人数ということなんですけれども、これまで固定価格買い取り制度として固定資産税の課税標準の対象とし

ている方は26人おります。設置数としては60基という形なんですけれども、もともとこの太陽光発電設備が固定資産税の課税の対象になるというものは、個人宅に設置しているものは対象になりませんので、あくまでも事業としてパネルを設置している方については、償却資産税というものの対象になってきます。償却資産税の課税標準となるものについては、出力とかパネルの枚数というものは全く関係なくて、あくまでも事業のように使っているだけで対象になってくるものでございますので、固定資産税のほうの把握しているものとしては、枚数とか発電出力とかというところについては、把握はしていないところであります。以上です。

◎委員長（黒川 武君） ただいま答弁がございましたが、よろしいでしょうか。

他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第64号「岩倉市税条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第64号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

お諮りします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑はないようですので、これをもちまして質疑は終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第65号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第65号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

お諮りします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今回の国民健康保険税の条例の一部改正は、5割軽減、2割軽減の拡大ということで、本会議でも対象世帯人数、金額というお答えがあったところなんです。その対象世帯とか人数は、今回は大変少なく、大きな軽減の拡大ではない状況ですが、国から国保が余りにも高過ぎるという全国の自治体からの声の大きさと、国会の中でも、参考人の方の国保の負担が大きい、悲惨な状況なども、そういった参考人の意見もある中で、支援金という国保税をもっと低くする、軽減・減免を広げるといって支援金が国から出されてきたと思うんですが、その支援金でもっと国保税の軽減・減免につながるような改正ができないのでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま議員より、支援金が拡充されたことによって保険税が軽減できないかという御質問をいただきました。

確かに国等の財政支援の拡充が図られております。国としては、国全体で約1人当たり5,000円程度は支援をするということで拡充は図られていると

ころではありますが、国保の現状といたしましては、被保険者の高齢化、医療の高度化に伴って医療費が増大しているというところであります。財政状況としては、非常に厳しい状況となっております。そういったことから、支援金の拡充が図られても、現状、保険税については税率等の減額はできない状況でございます。

◎委員（梶谷規子君） 今年度からだっけ、均等割が引き上がったわけなんですけど、やはり家族の人員が多いところ、子どもであっても1人当たりの均等割、やっぱり頭割りという人頭割で保険税がふえていくもんですから、家族の多い世帯の保険税の引き上げというのは、大変重いものがあると思うんですが、やはり子どものいる世帯の均等割の減免、軽減などを考えていただきたいと思うんですが、やはり難しいんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 子ども世帯の軽減についてということで、子ども世帯の軽減については、保険税の負担を軽減するという意味では、国民健康保険税の減免制度の中では、子どもの均等割を2分の1にするといったことで見直しをしてきたところですけども、均等割自体を子ども世帯についてなくすといった方向については考えておりません。

また、平成30年度、県を財政の運営主体として広域化が進められていく中で、また国保の制度として効率化、標準化を図っていくと、そういった方向も示されておりますので、現段階で、財政状況が厳しいということもありますが、市独自の制度を実施していくという考えは持っておりません。

◎委員（塚本秋雄君） 改正理由が3月31日に公布をされて、4月1日から施行。岩倉市の条例は公布の日から施行。若干、公布の日というのは、最終日の議決の後のことだと思いますけれども、4月1日にしなくてもいい理由。所得基準だから、年1回確定すれば、それに対して軽減していけばいいのか、あるいは公布の日が、例えば6月末、7月1日だとしたら、そこら辺で決めたことによって、特にその該当者にとってどう変化があるのかどうかということをお尋ねします。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 今、御質問いただきました、改正に伴っての適用になりますが、国民健康保険税の本算定の基準日が4月1日になりますので、4月1日の所得の状況により判定させていただいております。本算定は7月1日に本算定ということで、税額を確定しております。以上になります。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑はないようですので、これをもちまして質疑

を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第66号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第66号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第67号「岩倉市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

お諮りします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回、放課後児童健全育成の関係で、延長時間に対する手数料ということでございますが、まずなぜ延長が必要なのか、延長することになった理由、背景ですか、そういったところをお聞かせいただけないでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 放課後児童クラブがなぜ延長になったかという理由なのですが、放課後児童クラブは、通常下校からの受け入れをしているんですが、土曜日、長期休業日、学校代休日には、現在、朝8時から受け入れを実施しております。現在、保育園のほうの開園時間は午前7時半からになっておりまして、保育園を7時半から御利用されている御父兄の方から、お子さんが小学校に入学した際に、勤務時間とか勤務状況、通勤状況が変わらないのに、30分という時間差というのは厳しいものがあって、なかなか大変であるというような御意見を以前からいただいております。保育園と同じような7時半から受け入れをしてほしいという要望がございました。

事務局としても、課題として受けとめてきており、平成27年度に示しました放課後子ども総合プラン基本方針、岩倉子ども・子育て支援事業計画別冊

でも、保護者の要望を踏まえて、保育園と同じ時間である午前7時30分に改善していくものとしています。こうしたことから、できるだけ早い時期に実現をしていきたいということで、今年度の夏休みから延長できるようにお願いをするものです。よろしくお願いします。

◎委員（梅村 均君） よくわかりました。ありがとうございます。

次の点ですけど、今は午前8時から行っていると思いますけれども、現在、8時から預かっている児童さんというのはどのぐらいいらっしゃるのか、わかりましたら教えてください。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 4月に登録をされてみえる方で、現在、土曜日ですと全館で11人。春休みに8時から御利用されている方は133人になります。お願いします。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

あと、参考的に1つお聞かせいただきたいんですけど、支援員さんになるんでしょうか、パートさんを雇うことになると思うんですけど、そういった方の賃金体系というのは、朝の時間帯だけは高く設定されるですとか、そういう事情というのはありますでしょうか。少しそのパート賃金の体系についてお聞かせください。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 支援員のパート賃金なんですが、岩倉市のパート賃金単価表の規定に決められた金額になっております。1時間870円と、あと学生アルバイトですと830円になっております。早朝の増しというものはございません。

◎委員（榎谷規子君） 本会議でも手数料ということに関していろいろお聞きしたんですが、他市町でも手数料という言い方があるというお答えでしたが、手数料の料金については、他市町の延長にかかわる手数料の料金の状況はどうか、お聞かせください。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 手数料の料金なんですが、他市町はさまざまなんですけど、江南市につきましては月2,500円、犬山市は月3,500円、小牧市は月5,000円というふうになっております。それにまた小牧市の場合だと、春休み4月2,500円、夏休み7月2,500円、夏休み8月5,000円、冬休み2,500円、春休み3月2,500円と長期休業の期間によって金額が決められているところもありますし、また北名古屋市のように小学校1年生が月4,000円、小学2年生が3,000円、小学3年生が2,000円、小学4年生から6年生が2,000円と、あと延長料金として一律1,000円を集めている町村もございます。以上です。

◎委員（榎谷規子君） 岩倉市は、この手数料にプラス実費のおやつ代で

2,000円徴収しているところですが、他市町の料金も手数料のほかにおやつ代など実費徴収なんですか。含まれるということもお聞きしているんですが、どうですか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 各市町村さまざまなんですが、岩倉市の場合も、市としていただいているのは手数料としての3,000円と延長料金のみです。おやつ代とあと教材費に関しましては、父母の会のほうの決定で、父母の会のほうの徴収という形でおやつを出しております。市町によっては、おやつ代も込みの形で手数料の中に含まれているところもございます。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 岩倉市のおやつ代プラス実費2,000円というのは、父母の会が徴収して、それを児童支援員に、全額人数分父母の会として集めて、それを託すというか、お願いするという形でやられているという状況なんですか。状況の確認をお願いします。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 父母の会のほうが4月最初に会議を開かれまして、金額等から決められますので、一律2,000円というわけではありません。児童館によっては1,500円とか1,350円とかというふうに金額が違っております。

父母の会のほうが父母の会のときに集められまして、職員のほうがお預かりする形で、業者さんにおやつを頼みます。それでお支払いをした後、収支明細は月ごとに父母の会のほうに報告をさせていただいております。

◎委員（梶谷規子君） おやつ代を全部が父母の会がやるというのは、手数料3,000円が導入されたときから変わったんでしょうか。以前は、指導員の先生に託して、全部その収支をやってもらっていたと聞いていたんですが、どうなんでしょう。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 現在も収支のほうは職員のほうでやっております。ただ、お金のほうの徴収は父母の会のほうでやっていただいて、お預かりしている状態です。

◎委員（梶谷規子君） もう1点、子ども・子育て新制度の中で、この学童保育、放課後児童クラブの設置基準などが定められたんですが、設備に関して、遊び・生活の場としての機能、静養するための機能も備えたということで、長時間の休みなどは、特に児童館や放課後児童クラブの場所の中で丸1日生活するという状況で、専用区域が必要だと思うんですが、現在、その児童館だけで足りない分、さまざまな工夫をさせていただいて、学校の図書室とか、第六児童館でいくとさくらの家なども利用しているという状況なんですが、子ども・子育て新制度で設けられた設置基準に照らして、特にさくら

の家などを利用の児童については、専用空間、自分のロッカーも定められたところに置けないとか、そういった大きな問題点があると思うんですが、子ども1人当たり1.6平方メートル以上が面積として必要だというふうにも言われているんですが、そういったところに児童館以外の施設を利用する場合、児童館でも足りないところがあるのかな。子ども・子育て新制度に定められた基準としてされた面積、1人当たり1.65平米以上というのが不足する施設もありますよね。現状どうなんでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 確かに1人当たり1.65平米の基準からいきますと、現在、利用定員で児童館のほうはお受けしておりますので、受け入れ人数からすると、足りないところがある児童館もあります。

ただ、これに関しましては、31年までの経過措置の基準でもありますので、それまでに何らかの形で整備をしていきたいというふうには考えております。

◎委員（梶谷規子君） 朝の時間帯の50円引き上げということに対して、父母の会の説明、またその中での御意見などはどうだったんでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 放課後児童クラブ事業に関しまして大きく変化がある場合、連絡会、父母の会のほうにお知らせをしていくというような以前からのお約束事がありまして、前もって連絡会を通じて御報告はさせていただいております。

その中で、もともとから朝の30分を、7時半からの保育をしてほしいというような要望は強く、それに関しましては、人件費等いろいろかかってくるものもありますので、一定時間、保育時間としては10時間の保障をしておりますので、それを超えた部分に関しましては延長料金という形でお願ひしますというような御説明はさせていただいております。それに対しては、特別その段階では、何も父母のほうからのことはありませんでした。

◎委員（鬼頭博和君） 関連の質問になるんですけれども、放課後児童クラブが4月から南小と東小で行われるようになったんですけれども、今の利用状況とか人数とかわかれば、教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 岩倉南小学校におきましては、6月15日現在で51人の登録がございます。岩倉東小学校におきましては、23人の登録がございます。

◎委員（塚本秋雄君） 朝30分の業務がふえるわけでありまして。手数料については、当然いただければいいと思うんですが、それに対する業務が増になるわけですから、現在の人数でやるのか。人の採用、動き、人の手当含めて変化があるのかどうか、お尋ねしておきます。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 職員の体制につきましては、長期

休業期間中はパート職員のほうを臨時に募集をして、毎年業務に当たっております。それで、勤務時間数の契約を5時間の週5日間、6時間の週5日間とかという形で契約をしておりますが、それを5.5時間とかという形で延ばしていただいて、お願いをしていこうかなと思っております。

◎委員（塚本秋雄君） 要は、3月予算のときのパート職員賃金をもう5.5時間で積算してあったから、それがそれに該当するという理解でよろしいでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 当初予算では5.5時間ということではなく、補正で上げさせていただくことになります。

◎委員（塚本秋雄君） それがこれなの。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） はい、そうです。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第67号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、反対の立場から討論を行います。

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育は、児童福祉法34条の8に位置づけられた任意規定の事業、つまり市町村義務が不明確の事業にとまったままでありますが、子ども・子育て新制度において、国レベルでの設置基準が初めて示されました。しかし、問題点と課題は多くあると考えています。

設備に関して、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるべきとして、その面積は子ども1人当たり1.65平米以上としています。専門家の方からは、1.98平米以上とすべきと言われ、読書、運動、静養できる部屋などを別途設ける必要があると言われております。現在の岩倉市内の学童保育の状況は、それも満たしていないところがある状況であります。

就労する保護者が拡大する中、また不審者等や児童への犯罪などもふえていっている中で、学童保育の必要性は高まっています。放課後の子どもたちの生活をしっかりと受けとめることのできる体制、設備が整った学童保育を保障していくことが重要であります。

保育時間は、保護者の就労時間と通勤時間を合わせた時間が必要だと考えます。学童保育は、保護者の就労保障と子どもの生活を丸ごと受けとめ、成

長発達の保障をする両面の役割が求められていると考えています。

現在、保護者の負担は、放課後児童健全育成手数料1カ月3,000円と夕方6時から6時半の50円、6時から7時までの長時間になると100円ということですが、それにプラスして今回の改正では、朝の7時半から8時の保育時間をふやして、その30分を50円と定められました。

保護者の負担としては、おやつ代の実費2,000円程度がプラスされています。朝の保育時間が拡大されるということは、保護者の就労保障の意味でも大変重要であり、保護者の強い要望でもあり、保育時間の拡大は大変評価されるものでありますが、たとえ50円でも夏休み全期間でプラス1,000円前後、それにプラス3,000円プラス2,000円前後という、やはり保護者の負担増につながるものであり、全面的に賛成するというわけにはいかないものであり、反対といたします。

◎委員長（黒川 武君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 議案第67号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、賛成の立場で討論を行います。

この放課後児童健全育成の関係でございますが、まさに今子育て支援に求められる重要な施策の一つであると考えております。

今回の改正につきましては、学校休業日の放課後児童クラブの開所時間を保育園の開所時間に合わせるということでありまして、小1になっても同じようにという、いわゆる小1の壁を打破するための改正であるということでございます。また、保護者の皆様からも要望があったというところで、先ほどお聞きいたしました。

延長料につきましては、一定10時間の保障もあるということで、その上での延長料ということで、公平性の面からもやむを得ないのではないかと考えます。

以上で、議案第67号、岩倉市手数料条例の一部改正につきましては、賛成といたします。

◎委員長（黒川 武君） 他に討論はございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第67号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（黒川 武君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第67号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

ここで委員の皆さんにお諮りさせていただきたいと思います。

委員会の議題として、閉会中の継続審査申出書について議題としたいと思いますが、なお議題にするに当たっての理由といたしましては、委員からの要望もございましたが、7月、夏休み以降に放課後児童クラブが南小、東小において4月より開設されている関係で、その施設の視察をしたいと。もう1点は、新学校給食センターオープニングの前に、いわゆる設備が搬入された後ぐらいに委員会として視察をしたいといった意見もいただいております関係で、委員会の議題として閉会中の継続審査申出書についてを議題とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

なお、ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

お手元のほうに、閉会中の継続審査申出書案という形でお配りをさせていただきました。ごらんいただきたいと思います。

委員長より説明をさせていただきます。

文案の朗読をもって説明にかえます。

閉会中の継続審査申出書。厚生・文教常任委員会は、審査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお審査または調査を要するものと決したから、会議規則第87条の規定により申し出をします。

記1. 審査事項。

2枚目をごらんください。

厚生・文教常任委員会の閉会中の審査事項。

教育委員会及び教育子ども未来部の所管に属する事項について。(1)新学校給食センターに関することについて。(2)子ども・子育て支援事業計画に関することについて。(3)その他、上記以外の委員会が所管する事項について。

1枚目にお戻りください。

2. 理由、所管事項の審査または調査のため。3. 方法、審査または調査等。4. 審査期限、審査及び調査終了までといったものでございます。

なお、委員会におきまして議決をいただければ、委員長のほうから須藤議長のほうに提出をさせていただきたいと考えております。

この件につきまして、質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 質疑はないようですので、採決に入りたいと思います。

閉会中の継続審査申出書を議長に提出することにつきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案及び委員会の議題につきましては、全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の分野につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れさまでした。